**授産弁当の庁内販売・訓練に関する要件等について**

１　販売時期

　　平成28年7月～平成29年3月（予定）

　　※1年間の継続した販売でなく、任意の期間の販売も可。

　　※なお、弁当の販売と就労訓練に限る。

２　販売要件

(１)　道内の就労系サービス事業所が製造する、障がい者の就労訓練のための弁当であること。

(２)　事業所が食品製造及び物販に関して、市町村の食品衛生許可及び営業許可を得ていること。

(３)　複数の道内の事業所が作った農作物や水産加工品などを使用し、道産食材を一部に使用していること。

(４)　弁当は1種類以上で、価格帯が一定であること。（時間帯による値下げなどを行わないこと。）

(５)　献立表、食材リストの情報をとりまとめ、注文締切日の1週間前までに事務局まで提出できること。（弁当の内容は道産食材を使用していれば、和洋中などを問わない。）

(６)　販売上限として、1日で弁当20個以上の製造・物販が可能であり、当日来庁できること。

(７)　就労支援担当者などが障がい者（事業所の利用者）を連れて来庁し、接客・物販訓練を行うことが可能な事業所であること。

※　なお、庁内における不特定多数への物販は、本来禁止されておりますが、本件は、北海道産授産製品販路拡大事業実行委員会と道が連携し、特定職員への授産製品の物販を認めるものです。

【道庁本庁舎等における授産弁当販売・訓練申込書】

北海道社会福祉協議会　北海道障がい者就労支援センター

担当：●●

電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：

・法人名：

・事業所名：

・事業種別：

・連 絡 先：担当　　　　　　電話　　 　　　　　FAX

　　　　　　メール

・販売希望弁当内容：

・値段：

・主な道産食材と調達先施設（地域）

　　　例）　お米　　　　××事業所○○（旭川市）

にんじん　　○○事業所××（倶知安町）

じゃがいも　△事業所●（帯広市）

鮭　　　　　●●事業所×○（網走市）　など

・販売（物販による就労訓練）の希望回数

（　週　　回・月　　回　）　　年間　　　　回

・販売当日の利用者の来庁（物販による就労訓練）の

可否と人数（予定）

（　可　・　否　）　　　　人

・販売当日の就労支援者の来庁の可否と人数（予定）

（　可　・　否　）　　　　　人

・来庁時に車を使用する場合の車種（予定）：

　※ただし、要件など調整の結果、物販できない場合や希望内容に添えない場合もございますので、あらかじめ御了承願います。

